

第 2 期 富良野市地域福祉計画(案) 概要版

【 計画期間 】 平成 28 年度～平成 32 年度

計画策定の趣旨

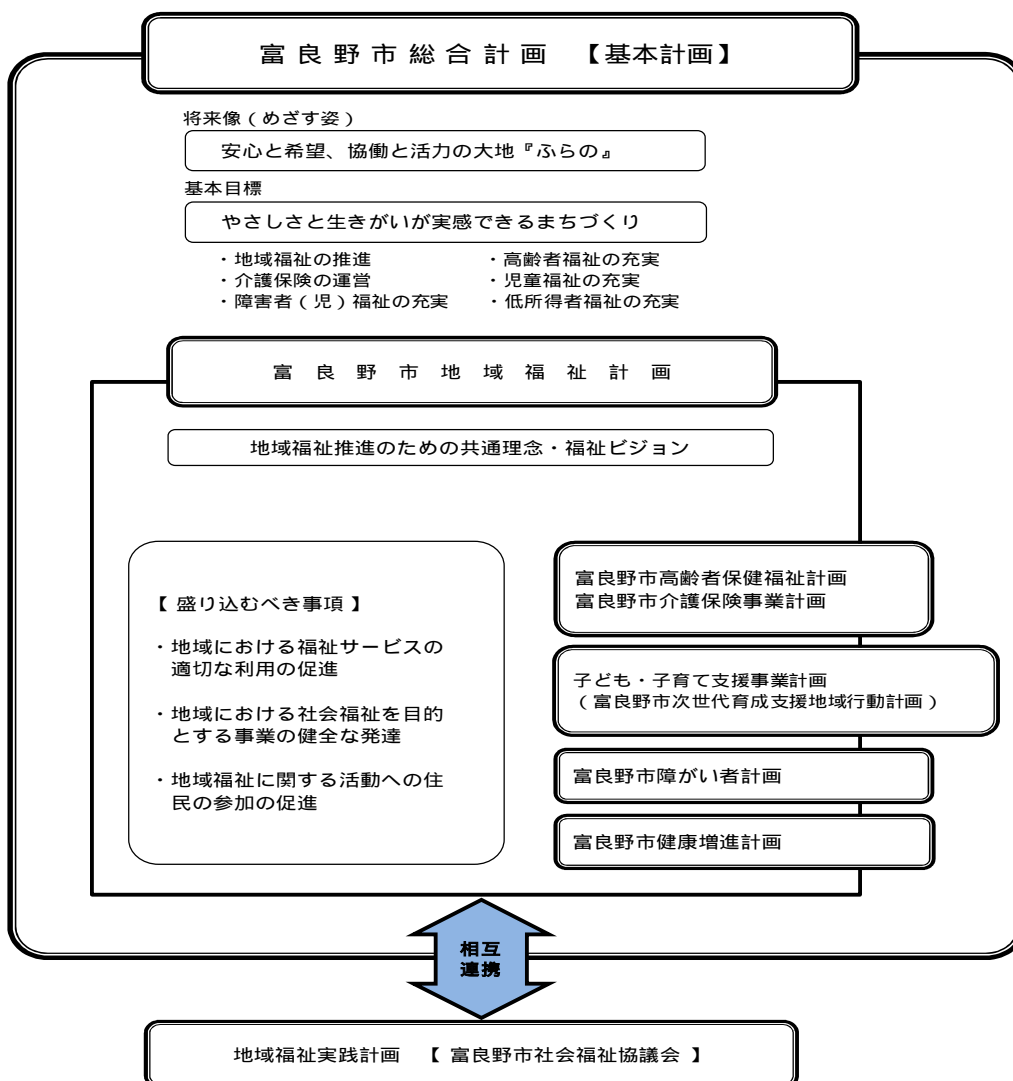
本市では、平成 18 年 3 月に「富良野市地域福祉計画（第一期計画）」を策定し、市民・事業者・行政が協力して、すべての市民が心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創るための取り組みを推進してきました。

平成 27 年度末で計画期間【 計画期間 】 平成 28 年度～平成 32 年度が終了することから、地域福祉をさらに推進していくために、第一期計画の基本理念を引き継ぎながら、これまでの取り組みの成果と今後の課題を踏まえて

計画の位置づけ

富良野市総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）を上位計画とした地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

地域福祉計画と他計画との関連



基本理念

「ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり」

計画の目的である市民が安心して暮らせる温もりのある地域福祉社会づくりを実現するためには、行政ばかりではなく、市民、事業者などがそれぞれの特性を理解しながら公共的な役割を分担していく必要があります。

このような、多様な構成員が地域福祉活動の主体となる「協働」のもとで、市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域福祉社会を目指します。

「ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり」を合言葉に、地域で暮らす一人ひとりが思いやりをもって日常の生活課題の解決に向け、みんなが参加し、支えあう地域づくりを推進します。

基本目標

基本理念実現に向けて、次の4つを基本目標に掲げて、相互連携を図りながら具体的な施策を推進します。

1. 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

地域で生活する市民のニーズがサービスと適切に結びつくことが可能となるように、利用者の保護と必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりを目指します。

2. みんなで参加する支援のネットワークづくり

支えあい活動への幅広い市民参加を推進し、支えあい、生きがいを実感できるよう福祉活動のネットワークづくりを目指します。

3. みんなで支える福祉事業の基礎づくり

福祉事業の育成と福祉活動を担う人材の育成を推進し、福祉事業の基礎づくりを目指します。

4. みんなで育てる福祉の環境づくり

地域で幅広い支援が展開されるよう、地域活動を支える福祉意識の醸成やバリアフリー化など福祉の環境づくりを目指します。

計画策定に係る国の方向性

(1) 地域福祉の更なる推進

東日本大震災や昨今の社会的孤立の問題などから、地域のきずなの必要性が再認識され、国は、これまで以上に地域福祉の積極的な推進を求めています。

(2) 生活困窮者の自立支援対策の推進

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、本計画の中に位置付け、計画的に取り組むよう、国は求めています。

計画の体系

【基本理念】

ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり

基本目標 1 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

【基本施策1】
総合的な相談体制の充実

相談窓口の充実
訪問相談体制の充実
関係機関の連携促進
生活困窮者支援対策の推進

【基本施策2】
サービスを安心して利用できる仕組みづくり

サービスなどに係る情報提供の充実
苦情相談などの周知
権利擁護の体制整備

基本目標 2 みんなで参加する支援のネットワークづくり

【基本施策1】
地域における福祉活動の活性化

住民自治組織による地域福祉活動の推進
民生委員児童委員の活動促進への支援
福祉のまちづくりの推進
災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

【基本施策2】
ボランティアによる地域福祉活動の促進

ボランティアによる福祉活動の推進
NPO法人への市民参加の促進

基本目標 3 みんなで支える福祉事業の基礎づくり

【基本施策1】
福祉事業者の育成

民間事業者の参入
福祉分野の領域の見直し

【基本施策2】
福祉を担う人材の育成

福祉を担う人材の発掘・育成
福祉関連事業従事者等の資質の向上

基本目標 4 みんなで育てる福祉の環境づくり

【基本施策1】
快適に暮らせる地域の環境づくり

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
地域で安心して暮らせる環境整備

【基本施策2】
体験・学習による支えあいの意識づくり

生涯学習の推進
福祉教育の推進

計画の推進

市民、事業者、行政の 協働による計画の推進

心豊かで住みよい地域コミュニティを育みながら、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、市民、事業者そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働して進めていくことが重要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、福祉サービスの質の確保、福祉サービスに従事する人材の育成、緊急時や災害時等の要援護者の受け入れ、福祉ボランティアの受け入れ、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ると共に、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めると共に、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実に努めます。

社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で富良野市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このことから、富良野市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。